



冠位通考

73
73

73
6788



冊一
號五
函三

93
3356

門73
號6788
卷

冠位通考



位階乃沿革ハいとヤクセ世々ト連八十伴緒



を世々として特昇と事ありしなり
よはきたるものつり此位ありて
勢よりあてききういやしあ
もろ事ありしすれとそま
兵秩けいまれりし日本紀を
連大伴連阿倍臣巨勢臣等
伯連河内臣等それより下
臣連程きありあへくゆして

三十一

てハ尊卑の別ありき事なるへ

以上の事、臣連三選考よりありて、今

略推古天皇の初始十二階を尊る。日本紀云推古天

皇十一年十二月戊辰朔壬申始行冠位大徳小徳

大仁小仁大礼小礼大信小信大義小義大智小智

英十二階並以当色施縫頂撮総如囊而省縁寫と

し。当色と云々、別よりさまたる一、この位は

縁をありて、けしけしをせられたる、当色と云々、

必ありと云々、既冠と判せられたる、人の被色の、

小礼並に、此をけりたる、

申す十二階の、冠位といふ事、此の威儀を

如囊とあるは、此の威儀を

料之本鳥とあり、此の威儀を

此の時群は、此の時群は、此の時群は、

大徳、此の時群は、大徳、此の時群は、

冠を、此の時群は、冠を、此の時群は、

とす、此の時群は、とす、此の時群は、

か之、此の時群は、か之、此の時群は、

次第、此の時群は、次第、此の時群は、

大上、此の時群は、大上、此の時群は、

後、此の時群は、後、此の時群は、

か階のしり不見きし。り叙位除目をとる事ありきれば省きては
さしつゝんごはけ時の新制ありきとのりよみ
以上のか階に史のれら物を也。但同帝十四年乙未乃銅像堂の戸

らりて入たる貴は六仁をのひりありは人とも
増たして入たる貴は六仁をのひりありは人とも
冠九位位ありし大智小智をいひたりはさしつゝんごはけ

階せしり別功を賞するありの候時の階制を既
階級をさしつゝんごはけの勢之堅固
の別儀とさしつゝんごはけの階とさしつゝんごはけ

又舒明紀は十一年十一月庚子朔食新羅客於朝因給冠
位一級とありしが階せしりさしつゝんごはけの階とさしつゝんごはけ

の階況をさしつゝんごはけの階位をさしつゝんごはけの階位をさしつゝんごはけ

と備へし新羅の人をりしり室胡の冠位ありきき
福んか階すしきさしつゝんごはけの階位をさしつゝんごはけ

大使下福常心とありし事なれん同賜冠位各有差
ありありさしつゝんごはけの階位をさしつゝんごはけ

紀は私記に大徳今こは小徳五位大仁六位小礼六位
大信七位小信七位大義八位小義八位大智九位小智九位

はましとありし事なれん印本の日本紀に徳仁位仁
と五位礼を六位信を七位義を八位智を初位とありし傳

記にありし事なれん大仁世とありしが何れもけり

省違すもその志ある人々人何ぞ海をりあられとんを
 ひとすし此流よりあて此度く志の階を置れはるえふ
 りふめさかー口やー凡世の序より一二三をてはゆめ
 あきやと直きとれく世十二階を今れ三十階にあか
 りらあてんとする故をれと十二階を十二とて具一三十
 階を二十とてをいふたれとるあてんやーいふたれと
 ありとるあてんやーいふたれとるあてんやーいふたれと
 礼小礼六三位大儀小儀四位五位大儀小儀大智小智六位七位八
 位ありとるあてんやーいふたれとるあてんやーいふたれと
 先達の
 統のそくなく八位以下の者も符して大儀大連とてある人
 のあ頂なるといふ小露頂なるといふく符の制をさうて

あるへきをありとつと无位は白丁とてあ頂中考の人
 とは記きらとつと事あるへきう八皇極紀元元年十二月
 甲午亥息長足日廣額天皇卷是日小德巨勢信德太代
 大派皇子而誅次小德栗田信細日代輕皇子而誅次大伴連
 馬飼代大信而誅とあり徳太と馬飼とも大信より昇り人
 細日く菟田野の茶搦尔前部領で一人をねて従四位乃
 人品とくえすは流すてせ世考あり谷川士清日本紀通
 證尔北史曰内位有十二等一曰大德次小德次大仁次小仁次大
 義次小義次大礼次小礼次大智次小智次大信次小信今按
 松下氏以北史為是然德則統全體而言故為首仁礼義智

信以木火土金水為序。蓋取諸漢傳說也。北史互認之。其
 々小は制とす。事の事とあり。なるへく。次序と時々の制
 度あり。仁とひれといふ。尊鄙考級の名あり。次假と名
 つも。もものたれく。高位は當時のさ。いめ。下氏を國
 たり。も。あ。ま。さ。高。谷。氏。の。五。行。の
 序をわくと。皇國のをよ。ふ。あ。さ。し。深。なり。
 々々の。位。二。位。を。も。後。の。か。め。次。孝。德。紀。大。化。三。年。制。
 七色。一。十二。階。之。制。一。曰。織。冠。有。大。小。二。階。以。織。為。之。以。繡。裁。
 冠。之。緣。服。色。並。用。深。紫。二。曰。繡。冠。有。大。小。二。階。以。繡。為
 之。其。冠。之。緣。服。色。並。同。織。冠。三。曰。紫。冠。有。大。小。二。階。以。紫

為之。以。織。裁。冠。之。緣。服。色。並。用。深。紫。四。曰。錦。冠。有。大。小。二。階。
 其。大。錦。冠。以。大。伯。仙。錦。為。之。以。織。裁。冠。之。緣。其。小。錦。冠。以
 小。伯。仙。錦。為。之。以。大。伯。仙。錦。裁。冠。之。緣。服。色。並。用。真。緋。五
 曰。青。冠。以。青。絹。為。之。有。大。小。二。階。其。大。青。冠。以。大。伯。仙。錦
 裁。冠。之。緣。其。小。青。冠。以。小。伯。仙。錦。裁。冠。之。緣。服。色。並。用。紺。
 六。曰。黑。冠。有。大。小。二。階。其。大。黑。冠。以。車。形。錦。裁。冠。之。緣。其
 小。黑。冠。以。菱。形。錦。裁。冠。之。緣。服。色。並。用。綠。七。曰。建。武。
 建。武。絹。為。之。以。紺。裁。冠。之。緣。其。有。大。小。二。階。之。定。り。た。り。
 推。古。の。時。の。十。二。階。より。て。建。武。一。階。を。得。れ。る。之。
 初。位。又。名。五。身。と。る。子。位。も。新。加。の。階。と。ら。ぬ。と。す。所。り。

一にたる之先軍すて推古の十二階との二千階
 川あてをく世度よりつき一の沿革いよともいへる
 八何の言もや試よれをいづく織冠備冠ハ一位二位も紫
 冠と三位も錦冠ハ四位五位も青冠ハ六位七位八位
 小建武ハ初位もあそなり大小冠冠大小冠をかりりし物位敷
すて建武を何よあそなりしす
 いししぬ故もあそなり今くあつる一服色を
 して擬とせりし合ふしと二位ハ儀色とて一位ハ
 とも天をひけし織冠備冠ともは深色とてく事ぬ
 ともしとをくし制度の沿革としてりし一政をへ
 ともりたるをく三位以上をいふ位も位ハ維六位下ハ

緑標をくもきこをく大くあてりし十三階の推古
の十三階
つきたるゆえにその時しは流
をいふりて三千階よりあてりし 此時ハ一はぼくのそく決着轉
 昇もろ冠位をあげたる故も五月の階を並れたるく
五月しし位の人けりしを
たて入色するまのそり 左右ハ八省百官を呈りて
 ともりし國の郡縣の制度は改められたるも冠位
 轉昇もろそのをくくして推古のり時大徳小徳一位
 かし位もき家より人へいふハ鶴退ハ大紫小紫二位
 かし七千早き冠位をりたるなりとす故ハ推古のり時
 ぬしはきたるも秩して轉昇もろ事なきも位位の冠
 をりしをく般ハ功勞よりりて轉昇もろ位をる上り

大化五年夏四月甲午於小紫巨勢
 德陀古良授大紫為左大臣於小紫大伴長德連（名）授
 大紫為右大臣とありは二人のやう小徳（名）ハ
才二の小織（名）ハありしを此か（名）小徳（名）ハありしを
 之を（名）鶴退せしむるに（名）以て（名）冠位
 を降しんずしむるを（名）制及改革の物
 とて家の人々を降しんずるに（名）次同五
 本二月の紀（名）制冠十九階（名）曰大織二曰小織三曰大繡四曰小
 繡五曰大紫六曰小紫（名）七曰大華上八曰小華下九曰
 小華上十曰小華下（名）十一曰大山上十二曰大山下

十三曰小山上十四曰小山下（名）十五曰大山上十六曰大し
 下十七曰小山上十八曰小し下（名）十九曰大
 身（名）二十曰位（名）二十一曰位（名）二十二曰位（名）
 曰階（名）二十三曰位（名）二十四曰位（名）二十五曰位（名）
 便（名）二十六曰位（名）二十七曰位（名）二十八曰位（名）二十九曰位（名）
（名）三十曰位（名）三十一曰位（名）三十二曰位（名）三十三曰位（名）
（名）三十四曰位（名）三十五曰位（名）三十六曰位（名）三十七曰位（名）
（名）三十八曰位（名）三十九曰位（名）四十曰位（名）四十一曰位（名）
（名）四十二曰位（名）四十三曰位（名）四十四曰位（名）四十五曰位（名）
（名）四十六曰位（名）四十七曰位（名）四十八曰位（名）四十九曰位（名）
（名）五十曰位（名）五十一曰位（名）五十二曰位（名）五十三曰位（名）
（名）五十四曰位（名）五十五曰位（名）五十六曰位（名）五十七曰位（名）
（名）五十八曰位（名）五十九曰位（名）六十曰位（名）六十一曰位（名）
（名）六十二曰位（名）六十三曰位（名）六十四曰位（名）六十五曰位（名）
（名）六十六曰位（名）六十七曰位（名）六十八曰位（名）六十九曰位（名）
（名）七十曰位（名）七十一曰位（名）七十二曰位（名）七十三曰位（名）
（名）七十四曰位（名）七十五曰位（名）七十六曰位（名）七十七曰位（名）
（名）七十八曰位（名）七十九曰位（名）八十曰位（名）八十一曰位（名）
（名）八十二曰位（名）八十三曰位（名）八十四曰位（名）八十五曰位（名）
（名）八十六曰位（名）八十七曰位（名）八十八曰位（名）八十九曰位（名）
（名）九十曰位（名）九十一曰位（名）九十二曰位（名）九十三曰位（名）
（名）九十四曰位（名）九十五曰位（名）九十六曰位（名）九十七曰位（名）
（名）九十八曰位（名）九十九曰位（名）一百曰位（名）

し中、小し下、大連、小連

連と連武を
異せし名その

是為廿六階、改前、華曰

錦

大化の十階の時錦といひを十階の時
華と改りしなり。今度高上儀也。

從錦王乙加六階、又加換

物位一階、為大連、小連、より十九階、より十便あり

より一、下階の階級を悟り

一色六階より十便ありは
一色六階より十便ありは

あくへりれども、式位五位の正を越階、例の正をなすは、
口級として、一色の階の教多きをいふなり。けて世慶まで

六、教ハ上下、上ヤ、下ヤ、みあてられ、推古の六色十二階、よりつきる

制度をのほれし、ふ、三十階よりありて、守次も同也

十年の紀、正月甲辰、東宮大皇帝、弟、施行、新位、法度、より

大赦天下

法度、新儀、名、
具載、新儀、令、

とて、是より、新令と、所謂、近江令と

に令と、や、世よ、にて、今つる、より、はれ、とい、定られ、と

より、より、われ、日本紀の、より、を、辨、より、す、に、諸、階、の、位、ハ、三

年、は、定、られ、る、廿六階、の、ま、より、

天武元年の紀、内小七位阿墨
連、稲敷といふあり、は、位階の名が

後、より、守、け、下、より、を、わ、れ、れ、今、の、制、度、と、み、な、れ、た、は、舊、位、の、階、より、

又、同、二、年、より、つき、は、大、連、位、外、小、連、位、内、大、連、位、外、小、連、位、上、を、い、ふ、階、は、

推古天皇の、より、より、諸、階、より、行、き、る、と、天皇、親、の、位、

頂、を、る、は、き、い、ふ、を、り、有、り、を、教、を、き、る、その、制、度、を、わ、

ら、え、ら、り、を、ま、さ、い、ん、致、を、し、る、の、は、所、の、ゆ、り、い、つ、た、た、れ、る、の、ち

の、古、物、も、多、く、は、尊、宗、の、所、の、ゆ、り、を、わ、り、し、る、一、具、の、ま、い、り、位、階、を

を、り、し、る、の、ま、い、り、を、わ、り、し、る、一、具、の、ま、い、り、位、階、を

皇代通記

七

なる此令よりあつてさねありあつたものつゞき号卑
 とあれし色を隔て寸混一そのうく宛く一様をわし
 するしよなひいりありさむ位階の名一位二位三位四位
 五位五位は位階なる三位より下位よりさすむおしとんるはみな
 諸王なり天武四年の紀より美濃王とありしや十一年の紀よりもこれ
 八史の純深なり法王は法皇の位を叙するよりありきあり
 へし寸持統八年紀より法王は法皇の位を叙するよりありきあり
 りる人をさすし法王の位階なりいづく法王より
 位を置れ親王の位階はさしきりしうもせんと天武
 紀より親王降位は叙したればさすの制度は例えざるやをわり
 ぬるに天智の爵既よ叙す法
 と別れたるを天武のち時更と叙す法
 日を隔て叙すま、あつてさすもさすくも例よりたつて親王
 諸王混して叙して親王として一位二位をさすき級より

なるゆへ定む下天武八年の紀より二月己丑吉備大寺石川王病之薨
 於吉備天皇崩之大哀則降大恩云々贈諸王二位と
 あつたに贈二位といふて諸王二位といふは二位は叙するは親王の
 法よりさすなきよりいへ親王よりせられたるよりさすといふて諸王の二位といふは
 なるなるはさすては必親王二位の法よりさすは物より必下
 によりなるは降大恩といふは法より親王の位を叙したるは
 年春正月丁卯更改爵位之号仍增加階級明位二階降位四
 階每階有大廣并十二階以前諸王以上之位これと稱す法は
 親王は法よりを隔て親王はさす級より叙したるは親王は法より各別
 する位は親王降位は法よりさすはさすの位階定られたる日の紀より
 是日草壁皇子を
 尊授降廣き位大津皇子を授降廣武位川島皇子を授降廣大位と
 ありて混用するは越日本紀より王よりさすは法よりを親王はさすよりあり
 により二位四階直位四階勳位四階務位四階進位四階
 位階每階有大廣并十八階以上法皇之位とありこれより
 冠位のももさすは公よりありその色の冠をさすはそれより

冠位通考

驗と一なるを（下）所記日本紀の大室元幸の禮を云ふ。それら
 の下も亦一此度よめをその事を傳へて位記を云
 して驗として冠ハ多々法紗冠なり。十一年の紀は男女皆結
 髮仍着法紗冠とあり
 て如雲冠を止められたり。冠と驗と其位記を用らるれんとの結搦を法
 紗冠ハ三奉の位の上冠といへばなり。よめはすき装を本鳥として中
 子をいし。法すのたる紗をてつて。冠を法へまるとあり。よめはすき装を本鳥として中
額中を。和名抄より子僕頭具。所以挿髻者や。とある。僕頭とあり。よめはすき冠は
 うり。この冠ハ本意より子をたれて法すをてつて。言卑の差別ハ。ちんを
 法をたられたる冠を造らぬ。よめはすき装の制を依る。
 用らるるといへば。其微は。これほどの沿革の度々の大制ハ十三
 階之冠其冠有廿六階なり。冠よけけるを。ハ
 爵位之号。明位ハ位といひ。諸王以上之位は。位ハ位をといひ
 て冠といふり。一つもなき次々の文あり。爵位官位直位

勤位有位者。無位者。初位以上。賜位及祿進位。一階降位
 二階。贈直太恭位。加勤太恭位。を。の。ありて。冠と一と
 一ノ。い。持統三年の紀。九月庚辰朔。己丑遣直廣恭
 石上朝臣麻呂。直廣肆石川朝臣出名等。於筑紫。給送
 位記。五年の紀。二月壬寅。是日授官人位記。とあり。の。文
 あり。なり。冠位と執らる。又字三所。とあり。の。い。なる
（下）よ。め。平。市七年の紀。冬十月丁巳朔。成平。詔。自
 今年始。於親王。下。至。進位觀所。備兵。淨冠。直冠。人。甲
 一。領。太刀。一。弓。一。張。矢。一。具。鞞。一。枚。鞍。馬。勤冠。至。進冠。人。太刀。一
 口。弓。一。張。矢。一。具。鞞。一。枚。如此。預備。とあり。又下。の。行。る

冠位通考

續日本紀の文をよみてあはせて、今を冠のしよもやも
 ありともあらへんれんりの給送位記授位記をあるの所は
 確執しては、私をとりんをば、推古天皇の御代より
 奉久しく冠位を割度とて、うかばしを冠といふを
世々の宣命に冠位上よりありし中古の多文の叙爵
 ちりちりいふは、淨のうや直のうやあといひたりを、
 そのまゝよあるゆありて、それを史料として、れたる文之
 とこをよみて、いふは、位記をうかばしを、ゆるるに階
 級次序、正大一正廣一正大二正廣二正大三正廣三正大正廣
 正一正まで、二と三との間、三十階の正位、のさき差別あり。

持統天皇五年の紀より十二月しじ詔曰、賜右大臣宅地、四
 町、直廣貳以上、二町、直木、桑以下、一町とあるを、その據を、あ
 けて、又此、四十階を、との三十階より、あて、くるに、正位の
 八級、一位、二位、三位、の六級、より、あは、れ、り、直位、は、四
 位、五位、
正位ハ 勤位、務位、追位、進位、は、六位、以下、初位、以上、
ハ 級、の、差、あり、は、り、と、う、い、ち、攝、ハ、下、より、階、目、本、紀、の、文的
 列、を、り、
 池、を、れ、り、は、は、る、を、し、ま、し、り、て、あり、ぬ、れ、は、例、の
 服、色、よ、て、さ、ら、に、同、奉、七、月、の、紀、より、定、明、位、已、下
 進、位、よ、上、朝、服、色、降、位、よ、上、並、着、朱、華、
子、は、は、し、朱、華、此、
云、波、渡、橋、と、あり
服、色、よ、朱、華、と、し、朱、ハ、紅、花、漆、の、り、を、れ、り、は、波、渡、橋、と、い、ふ、し、あり、た、り、火、色、と
し、あり、た、り、し、を、は、る、を、し、あ、り、ま、り、を、は、り、の、割、り、を、さ、し、り、お、く、こ、し、り、

正位深紫 三位以上をわける所の制くつての階を但一とす 直位淡

紫 四位五位をわける所の制くつての階を但一とす 勤位深緑 六位 務位淡緑

七位とす 追位深蒲菊 八位初位 追位淡蒲菊 八位初位

蒲菊は合さるる蒲菊とくは異なるにきり不審合さるる紫之

最淺者ありて五位以上ありてはきぬを目する縁より軽るべき也

たすしとす所くはわける所の服色は不思議なる制を

はくしとす所くは故に不處ありて持統天皇四年四月の

紀庚申詔曰く其朝服者正八級赤紫 一位二位三位

紫をわける所の制くつての階を但一とす 直八級緋 四位五位

勤八級深緑 六位 務八級淡緑 七位 追八級淡緑 八位

元年の施行せしめし令 どの令 親王四階 諸王 五位以上

三十階 天武天皇の初め内省の制度下藤の階すくをきりて六位以下

從末の階すくを減して十六階とせられし 定らして美代不易の典を

令く唐令をくはれたる物ありし位階の教を

くこのよふにれたる物ありし公卿の位六階を推古の

正位以下の位六階以下四色天武の初め例をく皇國の

故實をくはいていひし 續日本紀 大室元年

三月甲午始依新令改制官名位階親王明冠四階 諸王

淨冠十四階 合十八階 諸王三冠六階 直冠八階 勤冠四

階 務冠四階 追冠四階 進冠四階 合三十階と始傳賜

冠換以位記とありて事のけまたくいふ大室よりふ
 たら正一位従一位とありて之天武の四十年の御下り正冠
 直冠をといひて其の書は正冠は正冠なりとありて
 のさうくありはいふ。け文のよはまは正冠直冠といふも表は正冠といふて一位二
 位といふも表は正冠といふて正冠といふて正冠といふて正冠といふて正冠といふて
 五帝の紀は明一員をいふ所のさかひ冠のちの外位始正冠正五位上階終
 進冠少物位下階といふありて正冠と位とをわけていふべきなりといふはけ史
 といふの書は正冠といふて正冠といふて正冠といふて正冠といふて正冠といふて
 一不しとありて。この令を正冠と改削せしむるは正冠といふて正冠といふて正冠といふて
 職令を大室のすといふて。を春を改削せしむるは正冠といふて正冠といふて正冠といふて
 故をいげけのくば下文よりそ若深冠よきいふて正冠といふて正冠といふて
 とありて冠の色いふて正冠といふて正冠といふて正冠といふて正冠といふて

ふら撰史の博士より天武の御下りて正位直位一位二位
 といふ称より冠といふは正冠といふて正冠といふて正冠といふて正冠といふて
 正位といふは正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて
 令より史に正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて
 漸りてりるものなれど令より史を正位といふて正位といふて正位といふて
 此一條を并れ日本紀よりつぎの書の中は正位といふて正位といふて正位といふて
 ある化より正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて
 深深といふて正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて
 正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて
 正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて
 正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて正位といふて

三十階の考差は一位は...
 授けらるる事しあれは今の京々なりてて存在の人
 授けらるる事し神位階位を...
 儀制令に右大臣以上若散一位卷皇
 帝不視事二日二位以上卷皇帝不視事一日
 奏令百官在職薨卒常司分番會卷親王及太政大臣散一
 位
 儀制令の蓋の條衣服令の
 衣服系卷縣令の森儀將
 物の系を...
 二階三位ハ大の差降

あり以上二階上階といふ公卿の階あり
 教位もも古よりありをれと...
 律目詠の六階の律
 議貴謂三位以上ありておせたるも人といふ上階の
 人なりあり
 三位と四位
 降々の令義解五位以上謂之通貴あり
 通貴と普以
 上なる勅授といふや律に法章に入るといふ
 皇承のほり故實あり
 納小舎人といふ位も位をぬかすもあり
 五位と六位といふも

位も大し、其差降あり。六位七位ハ上士八位以下士也。位ハ差降あり。又外八位ハ初位ト一ト初位ハいと云ふ。外八位ハ初位ト一ト初位ハいと云ふ。外八位ハ初位ト一ト初位ハいと云ふ。

凡内外五位以上勅授内八位外七位以上奏授外八位及内
外初位皆官判授あり。同令より勅授の子孫

ふた代子凡五位以上子身者一位嫡子後五位下とあり。たは徳降三位以上は及孫として父祖の位

よりわておろし法あり。奏授の子は位よりいじり。位子ハ初位の人のみといふ事あり。杯令よりいじり。史しむもいじり。舎人をもいじりて。軍討せし凡内外位以下八位正三考上考為大舎人下考の使部中考。其考よりいじりて位降し。そのお

送を法試録為ともあり。其考よりいじりて位降し。そのお
身よりいじりていじり。たはその尊卑位をいじりて

一二條川にいじりていじりていじりていじりていじりていじりて

紀神護景天皇元年九月己未。隼人司隼人百六十人。不論有

位。七位賜爵一級。其正六位上者。叙上正六位上。といふ。い

より上正六位上といふ位は外にいじりていじりていじりて

より位降をいじりていじりていじりていじりていじりて

右よりいじりていじりていじりていじりていじりて

位降し。叙せしよりいじりていじりていじりていじりて

不分正位。比留正六位上也。といふ。いじりていじりて

位降し。叙せしよりいじりていじりていじりていじりて

政廣地して功勞よりいじりていじりていじりていじりて

りよりいじりていじりていじりていじりていじりて

たゞ中きよきもの定めて、六は、はらうちらきほりんをい
 められぬえ美の改冷泉院のふ時より、さきいひついで
 るひて、寛弘長和三年の、成のちよりすまはれつきた
 こと、おれいんげし事し、そのかより、りなるへき、や、朝野
 群載、いんげし、教の文書とん、後と、長保四年、官掌、後
 七位上、日下部宿祢保隆、治暦二年、將書、後七位上、玉手朝臣
 輔頼、元永三年、後六位上、秦宿祢氏、若子と、た、二人、い、て、
判ありて、傳われ、い、あ、わ、く、や、ま、い、て、の、り、や、え、ま、さ、か、ん、か、
 先世の例を、い、く、ま、り、て、り、治、り、や、あ、ん、り、や、い、し、、その、時、は、
 う、く、あ、き、い、か、二、か、し、い、い、く、い、位、上、と、あ、ら、う、い、し、流、の、虚、を、
 ぬ、い、ん、と、い、い、成、功、を、い、れ、と、位、と、れ、い、い、い、い、お、い、叙、位、の、は、い、い、

お、い、れ、い、い、後、府、の、尉、諸、司、の、三、分、を、い、い、い、い、い、い、い、い、
 六、位、を、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 も、在、廳、と、な、い、い、い、六、位、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 の、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 後、を、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 階、級、と、再、具、せ、り、て、授、け、ら、れ、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、い、
 め、く、矣、改、を、い、い、

外位、正五位上より、少初位下まで、廿階ありて、内位、
位階のい、い、い、と、外位、い、い、い、と、い、
 い、い、い、位、い、い、い、と、い、い、い、と、い、
 別、は、視、兵、官、と、い、い、い、類、聚、の、因、史、い、い、い、い、い、い、い、い、
 視、い、い、い、い、

位下大神朝は古麻呂為敬位頭とありていつきいづの
 ときより常々その後世より外位の流をきて姓氏の凡
 平をり外位に叙する事とありたり。江家次第叙位
 の條も若下有下姓者經奏同可叙外階有慈時後日改叙内位
 とありてしきり。 江家の條は外階に叙する事ありてしきり。たゞ
 叙位の名實とていなるの事あり。おれら
 の流をりてしきり。天平の流をりてしきり。
 姓を叙する事とてしきり。天平三年五月丙子の叙位は巨
 勢朝臣奈氏麻呂巨勢朝臣又兄大伴宿禰御助佐伯宿
 禰人足 いづれも外位の事あり 息長真人名代當麻真人廣人
 真人ハ尸の才一らしき事あり。 下姓とていづれは外官
 真人の事ありしきり。

に下姓の人を伊弉諾伊弉諾とありてしきり。たゞ
 けぬの流をりてしきり。神皇正統記乙辰の 叙位あり
 外位に叙
 下れる是日始授外五位 いづれも外位の事あり。たゞ
 外位の事あり。たゞ
 仍勅曰今授外五位 いづれも外位の事あり。たゞ
 外位の事あり。たゞ
 人壽不可滯此階隨其供奉將叙内位臣為努力莫怠とあり。
 いはゆその外位連綿とてしきり。外官の位に叙する
 ことあり。 天平十六年八月授蒲生郡大領
 外位に叙
 位混雜なる源物なれど、その叙位の名實は、
 けりしものより、外位の内位に叙する事あり。
 めりしものより、外位の内位に叙する事あり。

月の史より甲子勅定外五位より祿位階等科三月はけりありて育月格行せられしありて叙するし其のありは也混雜して叙するし其のありは也とあるも格文類聚三代格ありて育月格にありてあり文長なるにありてあり

勅位を一等より十二等まで十二階あり官位令より
 一、一等八位之位、二等七位之位、三等六位之位、
 四等五位之位、五等四位之位、六等三位之位、
 七等二位之位、八等一位之位、九等一位之位、
 十等一位之位、十一等一位之位、十二等一位之位

一考八位之位の最末後三位の上より二考八位之位の最末五位の上より三考八位之位の上より四考八位之位の上より五考八位之位の上より六考八位之位の上より七考八位之位の上より八考八位之位の上より九考八位之位の上より十考八位之位の上より十一考八位之位の上より十二考八位之位の上より

軍中の賞のため儲たる位階故勅位をいふを軍
 防令より凡叙勲應加轉者謂轉是亦不定之意也假令元年行軍十級為一轉二年行軍五級為一轉類
 依其一定例故皆於勲位上加若無勲位一轉授十二等每一
 轉加一等六等以上兩轉加一等二等以上三轉加一等
 七等以上和銅六年七月詔史より授以勲級本據有功也
 又唐書百官志より凡以功授者鎮成して是を授轉溢位養而優實
 然後奏擬戰功則計殺獲之數以功授者とて將帥のより然
 ありて下より上陣中陣下陣跳邊より上獲中獲下獲
 と上資中資下資より各目を定めてこれを以て

けてその叙人の中より男中より和氣王山村王藤原蔵
 下麻呂など勲功いらいきしとえられし先仁天皇藤
 原真楯吉備真備など。これらの人より軍功の著しき者ありて必大將軍と
 ありしき事通の因史よりえはるべき也。
 必しその事ありしき事多し。て女官ハ進捕
 殺獲の功あるべき事ありす。り仲麻呂の孫及敦元
 一たり。か。の便より一人ありしやせん。りある
賀陽臣
出玉女。素系連。場主。田邊八吉女
か。と。廢。立。及。進。より。なる。べき。それしたる二人ともあり。ま。城。親
 疎。より。つ。つ。て。十五人。す。ま。や。ある。り。も。や。あ。え。す。女。王。より
 け。め。何。と。を。授。くる。なる。や。多。く。入。き。け。り。ふ。り。き。よ。つ。き
 て。一。國。の。勲。功。を。身。なる。よ。大。唐。の。典。司。勲。郎。中。の。條。より。

允征鎮勲。征し征伐。鎮は落成。未授身已者其勲依例加授其餘
も。身。未。授。身。已。者。其。勲。依。例。加。授。其。餘。
 況勲未授身已者不在叙限とある。況勲といふは何となき人とし
 況勲位をうけざるは。其の皇朝に其制をうけて
 況勲も有りしやありん。れ。も。官位ある人の勲位ハ何の
 新。より。なる。ん。れ。も。勲位。の。高。り。ん。ら。け。い。ら。れ。あ。る
 を。四。位。の。人。の。勲。五。考。六。考。を。當。り。ん。ら。座。次。り。立
 の。た。め。も。を。守。服。飾。威。儀。の。た。め。も。を。守。わ。る。べ。し。の
 長。相。を。守。り。し。り。
律の官者のけり。ハ。り。官位勲位と。二。考。あり。け。り。
先。官。位。を。も。て。當。次。の。勲。位。を。も。し。あ。る。は。り。し。用。あ。れ。し。
 死を犯したる時。けり。の。た。め。と。二。考。叙。し。り。
死。を。犯。し。た。る。時。け。り。の。た。め。と。二。考。叙。し。り。
る。八。考。あり。す。必。得。か。あ。る。へ。き。の。考。を。り。位。田。を。官。位。勲。位。と。思。

案衣服令敷位服色其制不顯即知一寺以下不
帶大位者皆着黃袍也慶雲三年の史に敷位者不着朝服
其當位下もわねんを格
制の黃袍の人朱紫のるる寺一寺二寺ハ後世三

史の神護景雲元年三月丙寅敕近衛將曹從
六位下間人直足人等感會風雲奮激忠勇超群拔衆斬寇
賊凶朕以嘉其武節賞此高勳宜義服光榮容儀標異自今
以後諸勳六寺以上身在七位而帶職事者許執牙笏并
用銀裝刀帶等及元日寺節着當階色牙笏
銀裝
刀帶五位以上の服々の三位以上も令世刀帶々のそれと敷位と一寺ハ
二寺も銀裝と帶せしるる一當階色とて官位にお當せる位色といふ
事考四考ハ係繼ふるハ係繼す。優貴の事なれ袍の色

目を高日とてあれ他日ハ緑をかり一寺二寺ハ後世三
ノハ此事をけられたるを何の位とて事と云すは
位階ハ上なる世との絶てぬやよなるの
いつを叙する人ともくわたりたるを制ある傳ら
あつたあつた武文も敷位のりえたるハ弘仁貞觀
傳ねたる文とては付敷位の人りのりあつたつた減
り絶してつた考はす

親王の位階ハ一員二員三品ハ次第差降してきハ
よかるるおす一親王ハ志一き皇親一とい
とと一おとせハ位とて一位の王

冠位通考

あつてもや何事ともかたはしと奉差したるをいひたる人
 もしくはあつても何事としてそのめり此の源ハ官位
 令ハ親王一員太政大臣二員左右大臣諸王諸臣正従一位
 太政大臣正従二位左右大臣とあり官ハ公卿を大長とて
 一二員と一二位とありあつたが一二員と一位二位とあつた
 えを以てハ四員親王ハ公卿とありていふ人々もあつた
 事なる故位田食封の差降をなすにあつた三じて據りて
 いふ況かありて官位令のころを流せば惑をばしとて
 今二員とありて親王を位とせし二公と一二員とあ
 當ハ諸臣を位とせし一二位とあ當りて位人の不格と

下りて同官を考へ尊卑をせん
下りて式支ハ親王諸臣不格
 尊卑を考へん

王と諸臣を左右して親王大臣ハ尊諸
臣大臣ハ中して相敬せしむるべし 尊卑を位とせし

あつた官は據りて位とせし式部式ハ九諸王諸
 臣任太政大臣者不得以親王為左右大臣但得任八省卿

云々ともあつた故ハハ諸臣太政大臣親王左右大臣
 にははる所も親王上ハ法をたて妨をきく水

くせられた三公也を官廳よりきて政とす所お國道
 徳を以て儀刑する職をたて下より上より親

法臣の下より上よりあつたは法臣相國の時親王を左右
 大臣は任事して八省の事なり常子廳よりして大

親王子從四位下二世王といふ諸王子從五位下天子の曾孫

三世四世王也天子の孫其五世王者從五位下子降一階古孫古元と謂廢子又降一階王

の曾孫有り。凡九族の分かれん皇親とあり。皇親のなきりしては五位有り。されど継ぎ着て諸位と位次をもちたるは五世王の子に及びて六位には叙せ皇親のなきりなきりたるあり。今條の叙法なり。次は慶雲三年二月の格

史より今五世之王雖有王名已絶皇親之籍皇親の籍

と云。正親司あり。諸王のなきりたるをせり。名帳をいふ。五世王を皇親とあり。凡九族の分かれん皇親のなきりしては五位有り。されど継ぎ着て諸位と位次をもちたるは五世王の子に及びて六位には叙せ皇親のなきりなきりたるあり。今條の叙法なり。次は慶雲三年二月の格

親之恩不勝絶籍之痛自今以後五世之王在皇親之限其

兼嫡者相兼為王と云りこれより五世王も嫡子も皇親

着紫の五位諸位正四位上の上あり史より。聖德元年九月詔。皇親

らむ。貴初をとのりたり。一。位階のなきりたるをせり。名帳をいふ。五世王を皇親とあり。凡九族の分かれん皇親のなきりしては五位有り。されど継ぎ着て諸位と位次をもちたるは五世王の子に及びて六位には叙せ皇親のなきりなきりたるあり。今條の叙法なり。次は慶雲三年二月の格

年八月の勅今皇親五世王嫡子以下娶孫女王生男女者入皇親

之限とあり。六世王も兼嫡の人より外は皇親とせしはら

慶雲の格條なるを。二世女王の何れも嫡子たるも皇親

よ入らる。今皇親を多しせり。今條の叙法なり。次は慶雲三年二月の格

親との情を篤きよ似たり。次は神護景雲元年夏四

月辛巳始授諸王四世者正六位上五世者從六位下其朝服

用熏色と史より。六世の皇親といふあり。七位と

降し。凡九族の分かれん皇親とあり。皇親のなきりしては五位有り。されど継ぎ着て諸位と位次をもちたるは五世王の子に及びて六位には叙せ皇親のなきりなきりたるあり。今條の叙法なり。次は慶雲三年二月の格

あり。今皇親を多しせり。今條の叙法なり。次は慶雲三年二月の格

大極殿受朝カマクラ是日勲六等以上身有七位而帶職事

位を經たつて、貞觀の史は僧位法師位、とよみ、僧位、修行法師、已に修行

類聚國史、修行法師先曉、延曆廿一年、修行法師、定長、傳灯修行

年、修行傳地法師位聽福貞觀三年、傳灯

断絶して、傳灯位の

事とありたり、ハ位階と若易く、六位以下、位と僧

位と三階あり、史、三代格、貞觀六年二月十六日、國制

定僧綱位階、詔曰、國典、載僧位之制、本有三階、滿位法

師位、大法師位是也、本制と二色九階あり、三階ハ高僧のあり、法師を、やを

僧綱九僧、同叙此階、位号不分尊卑

無別論之物、意實不可然、仍彼三階之外、更制法橋上人位

法眼和上位、法師和上位等、三階以為律師以上之位、互

法印大和尚位、為僧正階、法眼和上位、為律師階、法橋上人

位、為律師階、ありて、二様の位階を、とれたり、此位ハ

普通の流、法印三位、法眼四位、法橋五位、凡僧六位、凡僧ハ

十月廿六日、左大臣定奏、鑄法司、所進新錢、依例可班佛

神事、廿八日、左大臣令申、一日、奏僧綱可給錢狀

律師二人、僧都准四位、和上位、律師准五位、上人位、仰依

請とあり、恩賜の、的、中の、流、くわ、わ、唯

據して知へきにして世法印考の三階なる僧綱の叙
とる制あるを以て非僧綱の叙せらるるを以てり。

史元慶七年三月廿六日壬辰勅授延曆寺座主傳燈大

法師位圓珍法眼和尚位法眼は有る位也。天法師も有る位也。圓珍は位を遷したる人。昇を以てあり。守されし僧

綱の位に叙したる人なり。延壽のころに傳灯位は叙とる

事は法眼を以てて。法眼法字なり。僧綱の位階

は法眼を以てて。法眼法字なり。位階を容易

とせらる事とて。法眼法字なり。元曆文治

のころに禪宗浄土宗浄土真宗持宗日蓮宗を

流季の宗旨といきま。和尚といひ。法眼和尚位は叙とる。上人

法眼上人位の上人あり。一處あり。後たるなり。 禪師國師を以て私に稱呼を設て公に

法中せし。すて勅許あり。して。公實礼も果し。あり。

今法言天台を以て高風を具し。乃れ。御堂の令

旨に叙せし。れを以て。次弟官なり。禪師が僧於。法大僧

まきんや。寛平の永宣旨とて。沙汰せらる。て。

と。勅して。僧正に任じ。今日。官を以て。法大僧の

法中某とて。法僧正とせ。と。宣下あり。事本ん。公

さ。方。し。き。た。る。し。あ。す。け。れ。僧綱補任を授見

る。今旨の僧綱のあり事なり。

神階は四兵以上四階

文徳實録。天安元年。六月壬辰。在五位以上。備中國四兵。古備津。法神授。云云。

まで諸家小わいて議論が、かきさきとてハ、皆、取、り、た、り、ぬ、遊、
 動、に、て、此、書、ハ、一、ト、学、者、必、聞、記、し、て、常、小、口、懸、後、世、と、致、導、
 向、一、事、要、の、大、章、多、り、

- 二卷 安乃保奏上の序文と載てく、く、解、々、次、小、系、因、
二、三、手、古、事、記、
- 三卷 天地初發の段、
神、代、七、世、の、段、
 三、三、三、
- 四卷 かのこり鳥の段、
今、の、よ、く、ひ、の、段、
 一、一、一、
- 五卷 大八鳥成出の段、
諸、神、等、生、坐、の、段、
 三、三、三、
- 六卷 夜見の段、
迦、具、土、神、被、親、の、段、
 三、三、三、
- 七卷 柱賣御子御事依の段、
御、身、禊、の、段、
 三、三、三、
- 八卷 須佐之男命御備の段、
須、佐、之、男、命、御、備、の、段、
 三、三、三、
- 九卷 須佐之男命御被避の段、
天、石、屋、の、段、
 一、一、一、
- 十卷 須賀宮の段、
大、國、主、神、御、禊、の、段、
 三、三、三、
- 十一卷 稲羽素免の段、
手、間、山、の、段、
 一、一、一、
- 大國主神御禊の段、
根、堅、洲、國、の、段、
 三、三、三、
- 大國主神御禊の段、
う、き、ゆ、ひ、の、段、
 三、三、三、
- 大國主神御禊の段、
五、五、五、

- 十二卷 大國主神御禊の段、
幸、魂、奇、禊、の、段、
 一、一、一、
- 十三卷 大國主神御禊の段、
大、若、日、子、の、段、
 一、一、一、
- 十四卷 大國主神御禊の段、
日、向、宮、御、鎮、座、の、段、
 六、五、五、
- 十五卷 大國主神御禊の段、
後、田、比、古、神、御、禊、の、段、
 一、一、一、
- 十六卷 大國主神御禊の段、
木、花、比、久、夜、比、賣、御、子、産、の、段、
 三、三、三、
- 十七卷 大國主神御禊の段、
綿、津、見、宮、の、段、
 九、九、九、
- 十八卷 大國主神御禊の段、
彌、羽、産、屋、の、段、
 六、一、一、
- 十九卷 大國主神御禊の段、
白、檮、原、宮、の、段、
 神、武、
- 二十卷 大國主神御禊の段、
淨、宮、の、段、
 女、尊、七、一、
- 二十一卷 大國主神御禊の段、
掖、上、宮、の、段、
 奇、異、一、一、一、
- 二十二卷 大國主神御禊の段、
點、味、宮、の、段、
 春、天、三、六、一、
- 二十三卷 大國主神御禊の段、
伊、弉、河、宮、の、段、
 開、化、一、一、一、
- 二十四卷 大國主神御禊の段、
水、垣、宮、の、段、
 京、神、
- 二十五卷 大國主神御禊の段、
玉、垣、宮、の、段、
 無、仁、
- 二十六卷 大國主神御禊の段、
日、代、宮、の、段、
 景、行、

をしくも考出るるりもかくて大に高天原も夜之食國
といふうしきくまぬくハウらひぬき云々と稱せし
とて古事記傳十七の卷の次小階らる

神代正語

三冊

書名がみよのまさみとヤ訓をし曰出代の夏ハ上代の
遺小梅らひて古言と失ひ古意と知小害多し古事記ハ
古言と傳ふるを音とせしむるもたは文字の傍小片假字
つけて皆古語に訓返さるべしと讀者も猶文字小目の
だ小残らひ假字小書をし初心の軒小よみ習せんと
おとひひなぐらひ此著述と請まけは翁其悦ハ寛政元年
四月五日のがどにかき終られたるハ古事記と書紀とを
合して見元のふも其終ハ神代の卷と古事記と書紀とを
合して見元のふも其終ハ神代の卷と古事記と書紀とを

ていふ別々のたがいと二典別ハあけど同夏の
異なる別々のたがいと二典別ハあけど同夏の
上もれたる夏も書紀と取古語より一ハあけど同夏の
つゆけりも乃り神名地名をべし物名を文字に可なる
し十々訓注と附清濁のさより衣履重なるハ初學の筆
を先此正語とよみ熟て古事記傳も上ハ時ハ學業
の本末多し横井千秋主殿ありぬらりしハ遠江
人粟田土満序横井千秋主殿ありぬらりしハ遠江

出雲國造神壽後釋 二冊

往昔年々二月三月又正月二月三月四月五月六月七月八月九月十月十一月十二月
延小参て物献りて神壽といふ大とと奉こと有供儀式
の部小載りて詞と調をいと古く他書小なき神代
の傳も残りいこしく先でたき古文章なれば加茂真淵

小行とて初学の見ろべき為りて類題のあまた出まき
 ぬまの字誤なりまじりて歌の多きも風俗のよき
 かまの座右小かきても益ありまじりて歌の多きも風俗のよき
 くらをれや新に品高くてもよむのなるを心こもるも異
 様小のみな行て此の好むと路小かち入といふものみ
 れどと修行あるべきぬまの三調類題といふものみ
 と詠歌の行入たる見易う三代調類題といふものみ
 和歌の文政五年春松齋藤井高尚ぬし跋あり
 巻尾の文政五年春松齋藤井高尚ぬし跋あり

江戸職人歌合

二冊

東北院職人哥合鶴岡放生會職人哥合などの風小倣ひ
 江戸當世の職人といふつらむらぐ七月十日浅草の親
 音堂の通夜し月と恋の題もて哥よみとらと左に
 がい名も自らも哥よむ判者もるるて勝負とつけたり

やうにのつてふしたる戲筆小て難陳もあり哥も例の
 多く俗談をまじりて多かるが今の狂哥者流の元せ哥も
 ありと上手の口つきいらるるく画も加へたりふもの
 さま見ろともしいや興深き哥合なり

- | | | | |
|-----------|---------|-----------|-------|
| 一番左名主 | 右大屋 | 二番左儒者 | 右医者 |
| 三番左八卦見 | 右人相見 | 四番左いらと | 右顔人 |
| 五番左青物賣 | 右魚賣 | 六番左虫賣 | 右苗賣 |
| 七番左馬方 | 右車引 | 八番左呉服屋 | 右少きや |
| 九番左女郎 | 右藝者 | 十番左伎藝 | 右船鑄頭 |
| 十一番左織多 | 右乞食 | 十二番左意者 | 右眼烟 |
| 十三番左猪牙舟こき | 右四ッ手駕かき | 十四番左覚六衛獅子 | 右輕業 |
| 十五番左とむや | 右湯屋 | 十六番左紙屋 | 右茶屋 |
| 十七番左酒屋 | 右新屋 | 十八番左みと賣 | 右さき賣 |
| 十九番左筆結 | 右経師 | 廿番左屋根菅 | 右左官 |
| 廿一番左墨刺 | 右石切 | 廿二番左水多しや | 右上菓子屋 |
| 廿三番左付本賣 | 右幕賣 | 廿四番左座頭 | 右山伏 |
| 廿五番左念佛宗 | 右題目宗 | | |

石原正明 齋藤周文化五年五月十五日 伊豫國小豆か

ける存ありてまよ正明の奥書ありて右江戸職人哥合ハ
文化二年七月十日淺草寺小於了ともり破部千貝開
書を春所て莫選とち小依て傳寫と聴さる池南播
藤原春李因して獨四山賦あて時織人をして予必為比屋
封をべきれ世も獨小勝もあて時織人をして予必為比屋
浴せしむ彫舞の民小勝もあて時織人をして予必為比屋

玉勝間 附目錄一卷 十五冊

是ハ本居翁の隨筆にして若干より讀書の度抄録あり
てやてすつべき小ものらぬ更と始事に觸りて見開り
しこやの沙汰道にうれぬる教のいふ俗の習何と定
小よれる風流今昔都鄙のまよ書と俗の習何と定
よりたゆまぬ年頃報のまよ書と俗の習何と定
尋常の人比ふしるしおやとぬかひ古學者の爲
金上換ら古書と重宝なりぬかひ古學者の爲
隨筆の文化九年正月植樹有信跋上尾書嘉云書體全
ニハの文化九年正月植樹有信跋上尾書嘉云書體全

むのうさらびつくりはすうきやり給へらハ今も
から物ら信等たりまふやうふい川巻とくらあ
たび小信等たりまふやうふい川巻とくらあ
きうせうの聞あちしこエの初若菜よらひて
の巻まで翁の彫下まは清書を初編も寛政六年刊行
以下翁の彫下まは清書を初編も寛政六年刊行
三巻の彫下まは清書を初編も寛政六年刊行
成り就るし孫本居萬呂目録の後小志はさる彼の
て録も十四巻中の件が下附とくしくして見る人の
目録も十四巻中の件が下附とくしくして見る人の
便宜とひ
の巻とさびふしつれあ田ぶ玉がつまはみてあし野
一の巻 初若菜 卒条 二の巻 櫻の落葉 三の巻 たちね
四の巻 さらし草 八の巻 枯野の草 六の巻 花乃雪
七の巻 山菅 五の巻 山菅 五の巻 花乃雪 六の巻
十の巻 山菅 五の巻 山菅 五の巻 花乃雪 六の巻
十一の巻 山菅 五の巻 山菅 五の巻 花乃雪 六の巻
十二の巻 山菅 五の巻 山菅 五の巻 花乃雪 六の巻

發行

書肆

京都御幸町通姉小路上

同 三條通御幸町角

同 寺町通三條下

同 四條通御旅町

東京日本橋通一丁目

同 日本橋通三丁目

同 芝神明前

同 兩國横山町三丁目

大坂心齋橋通北久太郎町

同 心齋橋通安土町

同 心齋橋通博勞町

同 心齋橋通安堂寺町

尾州名古屋本町通七丁目

菱屋孫兵衛

吉野屋仁兵衛

善屋宗八

田中屋治兵衛

須原屋茂兵衛

山城屋佐兵衛

岡田屋嘉七

和泉屋金石衛門

河内屋喜兵衛

河内屋和助

河内屋茂兵衛

秋田屋太右衛門

永樂屋東四郎

